

基勞補発0202第1号
平成24年2月2日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

潜在性結核感染症の取扱いについて

結核の医療の必要のある潜在性結核感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条第1項に基づく都道府県知事への届出の対象とし、同法における結核患者として取り扱う（別添「平成19年8月1日付け 健感発第0801001号」参照）こととされている。

については、労災保険においても、これに準拠し、医療従事者等が業務により結核菌に感染し、潜在性結核感染症の診断がなされ、医師が治療等を必要と判断した場合には、結核の症状が現れていなくとも、労働基準法施行規則別表第1の2第6号の1の疾病として当該治療等について保険給付の対象となるので留意されたい。



別添

健感発第0801001号

平成19年8月1日

各
都道府県
政令市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



潜在性結核感染症の取扱いについて

これまで、結核予防法（昭和26年法律第96号）に基づく結核対策においては、「初感染結核に対するINHの投与について」（平成元年健医感発第20号）により、一定の基準を満たす者を初感染結核として定め、治療を受けるために必要な費用を公費負担の対象としてきた。

今般、結核予防法を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に統合し、初感染結核の取扱いを廃止し、結核の医療の必要のある潜在性結核感染症を、法第12条第1項に基づく届出の対象とし、法における結核患者として取り扱うこととしたところである。

ついては、届出のあった結核患者から法第37条の2の規定に基づき公費負担の申請があった場合、法第24条による感染症の診査に関する協議会の審議の結果、負担することが適当と認められた者に対しては、公費負担の規定が適用となるので、適切に対応されたい。